

主任技術者の専任等に係る当面の取扱いについて（改正）

主任技術者の専任要件の緩和措置の内容を改正します。

● 緩和措置の内容

請負金額が 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）以上の工事に置く専任の主任技術者について、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場間の移動距離が 10 km 程度以内の場合は 2 件の建設工事を管理することができるものとします。

● 対象工事

- ・ 国、県、市町村等が発注する工事

※ただし、発注者により兼務が認められている場合に限る。

● 施工にあたり相互に調整を要する工事について

- ・ 資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含まれます。

● 適用日

- ・ 平成 28 年 6 月 1 日以降に適用する。

● その他留意事項

- ・ 兼務する場合は、技術資料として「主任技術者の兼務届出書」の提出が必要となります。
- ・ 監理技術者には適用できません。
- ・ 適用日より前に受注契約を行った工事にも適用する。
- ・ 施工中工事において、新たな工事と兼務を行う場合は、工事打合簿等で確認を行うこと。

問い合わせ先
県土整備部 県土整備政策局
技術調査課 企画調査班 073-441-3085